

アスベスト訴訟が抱える法的问题と今後の対策(一)

——疫学的研究による因果関係の証明を中心に——

辻 博 明

- 一 はじめに——問題設定
- 二 アスベスト問題とその背景事情——Laurie Kazan-Allen氏報告から(以上本号)
 - (1) 沿革
 - (2) 発展途上国
 - (3) アスベスト会議
- 三 わが国におけるアスベスト規制の動き
- 四 石棉新法の分析——新法の問題点と位置付け
- 五 「疫学的研究」による個別的因果関係の証明
- 六 むすび——因果関係の証明を中心に

一 はじめに——問題設定

アスベスト(石綿)は、耐熱性に優れかつ低価格であることから、魔法の鉱物と重宝され、建材などに世界中で多用されてきた。わが国においても、一九七〇年代を中心に、数十年間輸入されてきた。他方、アスベストは中皮腫・肺がんというような健康被害の原因物質であり、わが国においてもかなり多数の被害者がみられ、適切な救済

が求められる。ところが、アスベストによる健康被害については、曝露から発症まで三〇年から五〇年という長い潜伏期間があり、一旦発症すると二、三年で死亡し、アスベスト製造およびアスベスト含有製品の製造に関わる従業員の被曝だけではなく、アスベスト製品製造工場の周辺住民および衣類やヘルメットなどに付いたアスベストからの家族の被曝、いわゆる工場従業員の家庭内曝露も発生しており、その被害が多様かつ広汎という特殊性がある。そのため、既存の救済制度から落ちこぼれる被害者が予想外に多い。たとえば、アスベスト製品製造工場の周辺住民や家庭内被曝者は、労働の過程でまたは労働の場所で被災した者ではないため、労災補償の対象とならない。周辺住民や家庭内被曝者は、そもそもどこで被曝し、どういう原因によって発症したのか、つまり個別的な「因果関係」を証明することが極めて困難である。

次に、右の労災補償の対象とならない被害者と比較すれば、曝露量が多いアスベスト工場の従業員は、因果関係が認定されやすいであろうが、アスベストによる健康被害は潜伏期間が非常に長く、かつ発症すると数ヶ月で死亡することもあるため、従事していた業務との「因果関係」を証明するだけの猶予期間がなく、実際には自身の死因も知らずに死亡している場合も少なくない。さらに、労災補償請求権は短期消滅時効に服するため、請求権がすでに消滅している場合がある（療養費などは二年、遺族補償などは五年で時効消滅…労災四二条）。

このような状況において、労災補償費等を受けられない被害者を救済する制度として、新たに、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が導入された（平成一八年二月一〇日法律第四号…以下「石綿新法」と呼ぶ）。まず、石綿新法における指定疾病は、中皮腫、気管支または肺の悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で定めるものをいう（石綿新法二条一項）。石綿新法による救済制度は、アスベストによる健康被害には長い潜伏期間があるという特殊性があることを考慮し、民事責任から離れ、個別の因果関係は問わないで、石綿による健康被害者を救済する制度である。新法の救済は、損害賠償的な制度として、実際の損害額を積み上げる方式では

なく、定型化した給付をする手法をとっている。

しかし、アスベスト補償制度の枠組みを一つ一つ辿ると、「問題点」が複数あることが浮かび上がる。

(i) 第一に、石綿新法の「運用」に関して、石綿新法の認定では医学的な資料が決定的な役割を持ち、勤務・居住歴などの実態は考慮されない。特に肺がんは喫煙など別の原因も考えられるとして厳しい条件が課せられる。そのため、肺がん患者の認定率が際だって低い。この点について、「肺がんは毎年六万人が亡くなり、原因はたばこや遺伝など様々。その中のごく一部の石綿肺がんをどう抜き出せばいいのか。税金を使うのだから「石綿が原因」と医学的に調べざるを得ない」との見解が環境省石綿健康被害対策室長から示されている。しかしこれは論理矛盾ではないか。石綿新法の目的は、右のように、アスベストによる健康被害には長い潜伏期間があるという特殊性があることを考慮し、民事責任から離れ、そもそも個別の因果関係は問わないで、石綿による健康被害者を救済する制度だったのではないか。そこで審議過程を辿ってみると、実は、石綿新法の立法段階においては、その認定の基準等は「これから決定する」としたままで、具体的な詰めは先送りされていたことが分かる。実際にその基準が具体化したのは石綿新法の施行後のことで、施行一年後の「運用」では、環境省は、勤務・居住歴などの実態は考慮されず、医学的な資料が決定的な役割を持つとしている。これでは、因果関係を問わないとした新制度の理念とは異なり、運用段階で厳しい認定基準が課されることになる。そうなると、新法の救済認定には石綿が原因であることの特定が求められることになり、被害者と容易には認定されない。特に、肺がんのように、喫煙などアスベスト以外の複数の要因が絡み合っている生ずる、いわゆる「非特異的」な疾患の認定は難しくなることが予想される。今後、石綿新法の救済制度が機能するには、被害者の正確かつきめ細やかな認定が益々必要となり、認定を左右するのは因果関係の特定・証明であると思われる。

なお、アスベストに関する最近のCOE研究に次のような指摘がある。公害における疫学的因果関係論の展開、

それを踏まえて、公害健康被害補償法などの行政的救済には、因果関係の立証問題を前提にそこから被害者を解放する意義があつた。アスベスト被害者の認定（石綿新法四条以下）の問題は今後とも重要であり、そのためにも因果関係の「疫学的研究」が必要である、とされる。

(ii) 第二に、石綿新法による給付金の支給水準（例えば死亡遺族特別弔慰金二八〇万円）は、労災補償制度による給付額および不法行為に基づく損害賠償額と比較して一桁も低い。その意味で、わが国では、アスベストに関する不法行為賠償による司法的な被害者救済の意義は充分に残されている。もし司法的救済を求めるならば、因果関係の問題をクリアする必要がある。しかし、法的因果関係の有無については、科学的因果関係の厳密さは求められないが、曝露の事実に加えて中皮腫といったアスベストとの高度の結びつきが肯定されている場合においても、因果関係の推定を行わない裁判所の姿勢は、被害救済にとつてあまりに高い壁である。今後、曝露量が不明ないし比較的少ない場合のみならず、曝露したことは明らかだが、石綿小体が肺から検出されたような場合、どこで曝露したのか、あるいはどこで曝露したのが不明な場合が出てくると予想される。加害者の特定や因果関係の立証の壁で救済できないとすれば、むしろ裁判こそが問題である、という議論になりやすい。裁判で賠償基準さえ明らかにすれば、裁判外で、当事者間の交渉や行政の関与によつて、同一の基準で広く被害者の救済が図られる理由ともなる、との指摘がある。そこで、疫学的因果関係論ないし統計的因果関係論の活用が重要になる。しかもこの点では、事後的な疫学的研究データであっても活用できると考えるべきであり、家族内曝露についても研究が蓄積してくれば、被害者側としては、有利に援用できると考えるべきである、との指摘がある。

【問題の設定】

以上のことから、(i)石綿新法の適切な運用において、(ii)不法行為・労災補償による損害賠償責任の追及において、ネットクとなるのは個別的な因果関係の証明であることが分かる。

そこで、本研究においては、最新の疫学研究による成果に基づいて、アスベスト訴訟が抱える法的問題と今後の対策を、「因果関係」の証明問題を中心に検討することにする。次の手順に従って、段階的に検討を進めることにする。

① まず、アスベスト訴訟が抱える法的問題を理解する前提として、アスベスト問題の「背景事情」を理解する必要がある。わが国におけるアスベスト被害の深刻さが一般にも知られるようになったのは、いわゆる「クボタ・ショック」(平成一七年六月二九日付毎日新聞のスクープ)以降のことである。それは、クボタのアスベスト製造工場の元労働者、その家族、さらには工場周辺の元居住者も含む多くの住民にアスベスト被害がでていることが判明したのが発端である。クボタ・ショックの後には、複数のメディアが挙って被害情報を発信し、政府・関係省庁も無視できない状態となった。

しかし、アスベストの大量使用は最近始まったことではなく前世紀にまで遡り、世界各国に及ぶ問題であり、私たちがアクセスしうるメディアからの情報だけでは知り得ない問題も多い。

そこでまず、アスベスト禁止国際事務局(I.B.A.S)のローリー・カザンアレン(Laurie Kazan-Allen)氏の報告を紹介することにする。そこには、公報や新聞情報では知ることのできない内容が含まれており、本考察の前提知識として、またわが国におけるアスベスト問題を正確に理解する前提として不可欠であると思われるからである(後述二 アスベスト問題とその背景事情)。

② 次に、ローリー・カザンアレン氏の報告からも分かるように(後述二)、わが国は、アスベストに対して措置

を講じたアジアで最初の国である。しかし、これまでのわが国での規制のあり方が適切であったかは問題である。クボタ・ショックによって問題が露わになる前のアスベスト規制はどうだったのか、その流れを辿る必要があるのではないか。それを分析する意義はなあると思われる。というのは、従来の公害では強い汚染が問題であったが、今後は微量物質が蓄積する「ストック公害」に移りつつあり、そのひとつがアスベスト被害だからである。ストック型公害の原因物質は微量であれば直ちには健康に影響がでないため、気付かれずに放置されやすい。食品や建材などからでる微量の有害物質が起因する第二第三のストック型被害が、今後問題となりうる。それに対する適切な対策はなにか。アスベスト規制が遅れた原因を検証することによって、そこからヒントが得られると思われる(後述三 わが国におけるアスベスト規制の動き)。

③ わが国は、先進国の中では後発組であるが、アジアで最初にアスベスト禁止に一步踏み出した国である。その一つの成果が石綿新法である。石綿新法の平成一九年時点での運用によると、先述のように、勤務・居住歴などの実態は考慮されず、医学的な資料が決定的な役割を持つとされる(環境省見解)。因果関係を問わないとした新制度の理念とは異なり、運用上厳しい認定基準が課されており、救済認定には石綿が原因であることの特定が求められる方向にあり、今後の石綿新法の運用状況を注意深く見守る必要がある。また、施行後五年以内とされる見直しを見据えて、石綿新法の課題と対策を分析する必要があると思われる(後述四 石綿新法の分析——新法の問題点と位置付け)。

④ 石綿新法の運用、および不法行為・労災補償による損害賠償の認定において、ネックとなるのは個別的な因果関係の証明である。本稿の主たる研究目的は、この点にある。

数々の公害事件で因果関係の証明問題はあったが、疫学的因果関係の理論が用いられ、その困難は大幅に緩和されてきた。学説にも、非特異性疾患一般について、集団的因果関係から個別的因果関係を推定することを正当とす

る見解がある。しかし、民事訴訟では個別の被害者の救済が求められており、個別の被害者の疾患とある因子との間の因果関係が証明されなければならないとする考え方が有力かつ根強い。⁹⁾ 右の政府参考人の答弁も、基本的には同様の考えをとっていることが窺える。¹⁰⁾

問題は、疫学的証拠から個別的な因果関係は判断できるのかどうかにある。疫学調査等で問題の要因と疾患との因果関係がよく分かっているときに、その結果を基にして個人レベルでの因果関係を評価することができるか。信頼できる個人レベルでの因果関係の評価といえるには、どのような条件をクリアする必要があるのか。疫学研究の信頼度を左右する曝露因子および共変数についての分析である。その上で、アスベストと疾患との個別的因果関係の解明を行うことを目指す(後述五「疫学的研究」による個別的因果関係の証明)。

⑤ そして最後に、疫学的研究に基づいて、個別的な因果関係を証明できるのか、疫学的研究による個別的因果関係証明の前提条件を整理することにする。以上の分析に基づいて、アスベスト訴訟が抱える個別的因果関係の証明問題に当てはめ、問題解決を試みることにする(六 むすび——因果関係の証明を中心に)。

- (1) 平成一八年一月二七日衆議院環境委員会・寺田達志政府参考人答弁(国会会議録 <http://kokkai.ndl.go.jp/>)。
- (2) 朝日新聞二〇〇七年四月八日付日曜版(「石綿救済理念と隔たり 新法施行一年」)。
- (3) 寺田政府参考人答弁・前掲注(1)。
- (4) 吉田邦彦「日本のアスベスト被害補償の問題点と解決の方途(下)——とくにアメリカ法との比較から」(京都大学、二世紀COEプログラム「アスベスト訴訟の国際比較」NBL八三〇号三九、四三頁(平一八))。
- (5) 池田直樹「日本におけるアスベスト訴訟——現状と今後の課題」前掲注(4) COE報告NBL八二七号四五一四六頁。
- (6) 棚瀬孝雄「アスベスト被害補償システムの設計——国際比較から」前掲注(4) COE報告NBL八二六号二五頁。
- (7) 吉田・前掲注(4) 報告NBL八二九号六九頁、八三〇号三九頁。
- (8) 山本隆司「アスベスト被害からの救済」(宮本憲一・川口静史・小幡範雄編「アスベスト問題——何が問われ、どう解決す

るのか——所収)三七頁(平一八)、吉田・前掲(4)報告NBL八二九号六九頁、八三〇号三九頁。

(9) 大塚直・環境法五〇九頁(平一四)。

(10) 寺田政府参考人答弁・前掲注(1)。

二 アスベスト問題とその背景事情——Laurie Kazan-Allen 氏報告から

以下では、アスベスト問題とその背景事情に関するアスベスト禁止国際事務局(I.B.A.S.)からの報告内容を紹介することにする。そこには公報や新聞報道に見られない内容も含まれている(二〇〇四世界アスベスト東京会議プレイベント IN NAGOYA: プレイベントはアスベスト禁止国際事務局(I.B.A.S.)コーディネータであるローリー・カザンアレン(Laurie Kazan-Allen)氏を招いて二〇〇四年四月一八日に名古屋・中京大学において開かれた。以下は主としてそのときの通訳メモによる)。

(1) 沿 革

アスベストの使用は、二〇世紀の間に爆発的に増え、一九七五年までに、世界の生産量は年間五〇〇万トンに達した。アスベスト生産者は、低価格でかつ多様な用途のあるアスベストを「魔法の鉱物」と呼んだ。しかしその一方で、鉱山労働者、工場労働者、造船所労働者などが人的被害を受けた。アスベスト使用による危険性は二〇世紀の初頭から知られていたが、アスベストが生む巨大な利益が優先された。アスベスト業界の宣伝は多くの国の言語に翻訳され、そのキャンペーンは大成功し、アスベストが使用され続けることとなった。

二〇世紀のほとんどの間、国際労働機関（ILO）と世界保健機関（WHO）は、アスベストに言及しなかった。アスベスト圧力団体は、保護措置は不必要であると主張し政府を説得した。

被害を受けた労働者やその家族たちは、繰り返し、アスベスト曝露の影響について、その真実を広めなければならなかった。一九七〇年代以降は、アスベスト被害を直接体験した人々が行動を起こし、各国にアスベスト団体が誕生した。

一九七〇年代には、イギリス（アスベスト肺と産業疾病防止協会（保温工事労働者など）、オーストラリア（オーストラリア・アスベスト疾病協会（アスベスト鉱山労働者）、アメリカ（白い肺協会（造船労働者））において、一九八〇年代には、スコットランド（アスベスト・クライドサイド行動（グラスゴウの造船労働者と保温工事労働者）、イタリア（アスベスト曝露者協会（カサレ・モンフェラトのアスベスト工場労働者）、日本（石綿対策全国連絡会議（BANJAN）、アスベスト根絶ネットワーク）、一九九〇年代には、フランス（全国アスベスト被害者団体（ANDEVA）（アスベスト繊維労働者）、ニュージーランド（ニュージーランド・アスベスト疾病協会（被害労働者）、オランダ（オランダ・アスベスト被害者委員会（アスベスト・セメント工場労働者、地域住民）、ブラジル（全国アスベスト被害者団体（ABREA）（アスベスト・セメント工場労働者）、ニカラグア（ニカリットの元労働者協会（アスベスト・セメント工場労働者）、ペルー（反アスベスト協会（アスベスト労働者））において誕生した。

団体の数が増加するにつれ、団体間の連携が図られるようになった。一九九一年六月には、運動家たちが欧州会議に集まり、国際団体の連合体を結成する決議をし、アスベスト禁止ネットワーク（Ban Asbestos Network, BAN）が誕生した。二年で、このネットワークは、一九九四年の国際セミナー「アスベスト・管理又は禁止 ブラジル」の開催で示されたように、発展途上国からの参加を得るまでに拡大した。

その後数年間、科学者、医師、労働組合、政治家、生態学者、公益団体などが議論を続けた。数年にわたる運動

で、最終的に、アスベスト問題に関する産業界の支配の一角を崩し始めた。

一九九〇年代初頭、フランスのアスベスト会社は国のアスベスト問題、労働団体、アスベスト常設委員会などを牛耳っていた。EUが白アスベスト禁止の可能性について最初に討議したときに、フランスのアスベスト圧力団体はその討議をやめさせることに成功した。しかし、一九九五年に、アスベスト禁止ネットワークのフランス人は、アスベスト被害者、学者、労働組合とともに、フランス・アスベスト被害者団体(ANDEVA)を設立した。ANDEVAは急速に国民の声となり、ANDEVAの代表者たちは、政治家、ジャーナリスト、労働組合に、有害なアスベストが数千人のフランス人労働者に及ぼした被害について知らせた。ANDEVAは短期間のうちに、アスベストは代替不可能であるという国民の認識を覆すことに成功し、一九九七年に、フランスではアスベストの使用が禁止された。

フランスでの禁止は、その意味で非常に重要な意味があった。フランスにおけるアスベスト禁止がEUでの禁止につながった。EUアスベスト指令は、加盟国に対して、二〇〇五年一月一日までに全てのタイプのアスベストの使用をやめるよう求めている。一五加盟国の中でまだアスベストを禁止していないのは、ポルトガルとギリシャだけである。二〇〇四年五月に一〇カ国が新たに加盟国として加わるが、これらの諸国も全て二〇〇五年一月までにアスベストを禁止しなければならない。

世界貿易機関での数年にわたる訴訟などを含む世界のアスベスト生産者による団結した行動にもかかわらず、EU禁止指令は有効である。アスベストの使用を止めるというヨーロッパ人の決意は、ヨーロッパ諸国以外の政府にも連鎖的な反応を引き起こした。EUのアスベスト禁止に関連して、二〇〇一年にチリ政府がアスベスト禁止を決定したことにより、国連はクリソタイル(白)アスベスト貿易の世界的な制限の可能性について調査を実施した。国連の制限物質リストにクリソタイルが加えられることが世界的禁止になるわけではないが、アスベストの有害な

特性についてのそのような国際的な認知がアスベスト消費を抑制するであろう。この措置については、ジュネーブ会議で討議される。

(2) 発展途上国

アスベスト禁止ネットワークの強さは多様で献身的な会員のおかげである。発展途上国の運動家は多くの人々から無視されている問題について語ることで、アスベストの危険性を知らせることに重要な役割を果たしている。彼らは既得権益からの攻撃に自分たち自身を曝している。これらの勇氣ある運動家の働きをおとしめるために様々な手段が用いられたが、そのことが、巨利をもたらす市場を産業界がいかに必死で守ろうとしているかを暴き出している。アスベスト擁護の宣伝を広め、公衆衛生運動家を糾弾することで、産業界は発展途上国における労働者と消費者の間に混乱を引き起こしている。このような環境の下でアスベストの販売は続けられている。アスベスト禁止国際事務局(I.B.A.S.)の最も重要な成果のひとつは、アスベスト禁止の運動家たちに支援の手を差し伸べてきたことである。これらの運動家たちの中に、産業界や政府の敵対者から猛烈で執拗な攻撃に曝されているTKジョシ博士(インド)や労働検査官フェルナンダ・ギアナージ氏(ブラジル)がいる。

インドでは、二〇〇一年初頭、「インドにおけるアスベスト禁止」というシンポジウムをインド職業衛生協会(I.A.O.H.)の全国会議の一部として開催する計画が取りまとめられた。二〇〇一年一月五日に、アスベスト・セメント製品製造協会(インド)は書留郵便をインド職業衛生協会の科学委員長であるTKジョシ博士に送った。この手紙は、「もしこの会議を中止しなければ、「右のワークショップをIAOHが開催しないよう求める命令を含む適切な改善措置をとる」と脅迫するものであった。ジョシ博士に対する圧力は、産業界だけではなく、鉱山安全局長からもかけられた。そこで、アスベスト禁止国際事務局(I.B.A.S.)はジョシ博士を支援するため、インドの非政府

組織と連携をとりながら、インド首相、指導的政治家、及びイギリス、アメリカ、ブラジル、イタリアに駐在する各インド大使に、インドにおける言論の自由を守るよう要求した。脅迫はその後、出されることなく、会議は予定通り開催された。しかしそれ以来、ジョシ博士は、産業界の攻撃目標とされている。職業環境衛生センター所長としての博士の給料は二〇〇二年に一〇ヶ月間差し押さえられ、二〇〇三年にはセンターの予算は五〇%削られた。「インドにおけるアスベスト問題に関する論文」を発表するためのベトナムへの渡航許可を拒否された。

ブラジルでは、労働検査官フェルナンダ・ギアナージ氏が、アスベスト被害者を支援し、ブラジル及びラテンアメリカでアスベストを禁止するキャンペーンで中心的な役割を果たしている。そのため、ギアナージ氏は度重なる攻撃を受けている。一九九八年に、ギアナージ氏は、主要なアスベスト会社から訴えられた。それは、病気で苦しむ従業員に対する同社の取扱いについてコメントしたことが原因であった。ギアナージ氏を支援する手紙やファックスが洪水のように来た後、その訴えは取り下げられた。しかし二年後、カナダのアスベスト産業界の報道担当者がブラジル労働大臣にギアナージ氏を訴えた。「ラテンアメリカでのアスベスト禁止のための市民ネットワークのコーディネーターである貴国の検査官、フェルナンダ・ギアナージ女史が立場を利用して、貴国の公式な政策とは相容れない彼女の考えを貴労働省内で広めようとしていることについて、我々は注意を払うようになった。我々は、ブラジル政府の公式政策に反対する立場をとるこの人間がアスベスト関連のことからに関する報道官として貴省から正式に権限を与えられているのかいぶかしく思う。我々は、ギアナージ女史が彼女の個人的活動を推進するために彼女の職権を濫用しないよう適切な措置をとるよう貴省に懇願する」と訴えた。ギアナージ氏に対する攻撃が明らかになったとき、アスベスト禁止ネットワークは直ちに行動を起こした。その結果、ギアナージ氏を支援する大きな動きが国際的に広がり、彼女は職務遂行を継続することを容認された。しかしその後、彼女は再度攻撃に曝されている。現在、彼女は元労働大臣に対する名誉毀損で訴えられ、工場の職場検査を行うことを禁じる命令が出されている。

る。

(3) アスベスト会議

二〇〇〇年にブラジルで開催された会議、世界アスベスト会議——過去、現在、未来(GAC二〇〇〇)は、アスベスト禁止キャンペーンにおけるひとつの画期的な出来事であった。それ以前には、アスベスト会議は産業界側によって、より多くのアスベストを売るための世界的取組みを議論するために開催されていた。ブラジル会議はアスベスト使用による個人及び地域に及ぼす悪影響に目を向けた最初の会議であった。四〇カ国からの一〇〇人の代表が、三〇〇人以上のブラジル代表とともに会議に参加した。この会議は、ブラジル・アスベスト被害者協会(A BRE A)、ブラジルの労働団体、非政府組織、アスベスト禁止国際事務局(IBAS)によって組織された。会議の開催地として、五〇年間ブラジルのアスベスト・セメント産業の中心であったオザスコ市が選ばれたことは意義深いことであった。会議では、オザスコ市長が、市議会はアスベスト禁止を決定したことを発表した。アルゼンチンからの代表は、帰国後は同国のアスベスト禁止に向けて活動すると約束し、二年後にアルゼンチン政府がアスベストを禁止するにいたる。

GAC二〇〇〇の後、アスベスト会議は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、イギリス、フランス、ギリシャ、オランダ、インド、イタリア、マレーシア、スコットランド、シンガポール、スロベニアで開催された。これらの会議は国内の問題を討議し、アスベスト問題を浮き彫りにする公開の場となった。

アスベストについての真実を明らかにするために各国の団体と活動をともにすることにより、アスベスト禁止国際事務局(IBAS)は、ほとんどの先進国がアスベスト使用を禁止するか、又は厳しく制限することとなる潮流を作ることに貢献した。西欧のアスベスト市場が崩壊したため、アスベスト生産者は発展途上国の市場開拓を積極的

に展開した。中国、インド、ロシア、タイでの消費量の増加は、ヨーロッパ及び北アメリカで数百万人の人々を殺したアスベスト疾病の猛威がアジア及び極東で再現されることを意味する。

アスベストにすでに曝露した人々に対してはほとんど何もできないが、アスベストを禁止することで将来の世代を守ることはできる。アスベストに対して断固とした措置を講じたアジアで最初の政府は日本であった。日本国内のアスベスト消費量を九〇％以上削減するという決定は、日本国内のアスベスト禁止団体とその支持者たちによるキャンペーンの成果の証である。国内での成果を背景に、これらの団体は世界アスベスト会議二〇〇四東京を主催することになった（以上・報告内容の概要）。

以上の報告から分かるように、アスベストは曝露から数年・数十年後に爆発する「静かな時限爆弾」といえる。それが世界中の人々の体内に埋め込まれたといえる。わが国においては高度経済成長長期に建材や工業製品に大量に使用されており、それから数十年が経とうとしている。したがって、その被害が本格的に顕在化するのはいずれからである。被害の拡大を防止するため、学際的な研究と早期の対策が求められる。